

2026

6

～職場内で掲示・回覧願います～

# 協会けんぽ 福島通信

労働局×産業保健総合支援センター×協会けんぽ

## 職場のメンタルヘルス対策セミナー

開催日時

令和8年 9月3日(木) 14:00~16:00

開催場所

### メグレスホール

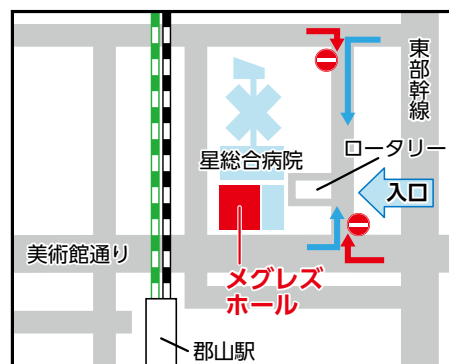
(星総合病院隣ポラリス保健看護学院内)

住所：福島県郡山市向河原町4-159-1

先着  
300名  
参加費  
無料

アクセス

- 徒歩の場合  
⇒JR東北本線【郡山駅】から10分
- まちなか循環バスの場合  
⇒郡山駅【0番乗り場】から5分
- お車でお越しの場合  
⇒星総合病院様の立体駐車場をご利用ください



早めのご準備を！

従業員数が**50人未満の小規模事業場**においても  
**「ストレスチェック制度」が義務化**されます！  
 (令和7年5月：労働安全衛生法改正 令和10年5月までに施行)



傷病手当金の請求件数の1/3は  
**「精神および行動の障害」**によるものなんです！

講演内容

- 【第1部】・改正安衛法および「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」の説明  
・メンタルヘルスに取り組む事業場への各種支援事業についてのご説明
- 【第2部】・福島大学名誉教授：五十嵐 敦氏による講演  
「小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の課題と展望」  
ーストレスチェック義務化を踏まえてー

講師



国立大学法人  
福島大学名誉教授

いがらし あつし  
**五十嵐 敦氏**

申込方法

労働局の公式ホームページからお申し込みください。  
お申込み締切日：令和8年8月21日(金) 17:15



【問合せ】全国健康保険協会 福島支部  
 〒960-8546 福島市栄町6-6 福島セントランドビル8階  
 TEL：024-523-3915(代表)



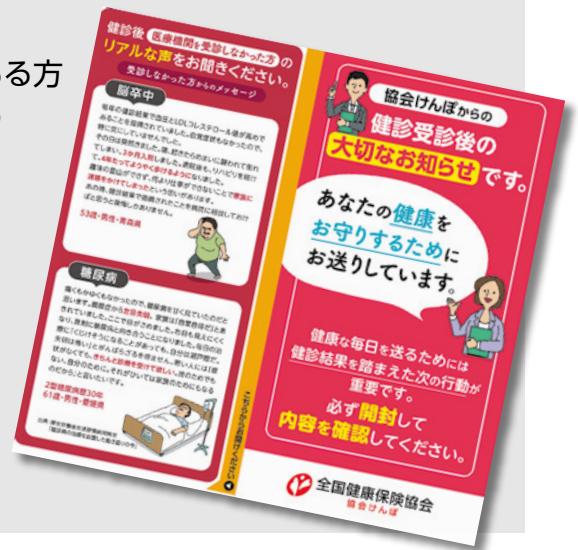
# 健診結果に「要精密検査」・「要治療」と記載のある方はいませんか？

協会けんぽでは、医療機関への受診が必要と思われる方へ、受診をお勧めする手紙をお送りしています。

従業員の方々に健康で長く働いてもらうためにも、健診結果に基づき**要精密検査・要治療**の方に**医療機関の受診をお勧めください**。事業所さまよりお声がけをお願いいたします。

次の①～④**すべてに当てはまる方**には、ご本人さまのご自宅へお知らせをお送りしております。

- ①「生活習慣病予防健診」または「事業者健診」  
「特定健診」を受け、協会けんぽへ結果の提供がある方
- ②血圧・血糖・脂質の値が、次のいずれか一つでも該当する方
  - ・収縮期血圧値 ……………160mmHg以上
  - ・拡張期血圧値 ……………100mmHg以上
  - ・空腹時血糖値 ……………126mg/dL以上
  - ・HbA1c (NGSP値) ……………6.5%以上
  - ・LDLコレステロール値…180mg/dL以上
- ③健診受診前月～受診後3か月以内に医療機関を受診していない方
- ④健診時の問診で服薬なしと回答した方



## ジェネリック医薬品に関する「特別の料金」の自己負担が変わりました！

令和6年10月からジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望された場合、「特別の料金」の負担が必要となりましたが、令和8年6月から「特別の料金」の自己負担が引き上げられました。

**先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組み**

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただけます。**
- 特別の料金は、令和8年6月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いします。

**特別の料金の計算方法**

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただけます。  
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただけます。

先発医薬品 ※医療上の必要性がある場合	保険給付	患者負担
後発医薬品	保険給付	患者負担
先発医薬品 ※患者が希望する場合	保険給付	患者負担
		特別の料金
		患者負担の総額

※後発医薬品と先発医薬品の価格差の1/2相当

詳細はこちら



〈厚生労働省HP〉